

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月9日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
フェデリカ・ガーランディーニ (Federica Ghirlandini)
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
アンドレア・パパゾーニ (Andrea Papazzoni)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り33A番
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド
—米ドル
(UBS (Lux) Money Market Fund - USD)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド
—米ドル クラスF-a c c受益証券
20億米ドル（約2,951億円）を上限とします。
(注) 米ドルの円貨換算は2024年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝147.55円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年4月30日に提出した有価証券届出書（2024年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」といいます。）について、2024年8月5日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、管理及び運営に関する事項が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）____の部分は訂正箇所を表します。

第二部 ファンド情報

第2 管理及び運営

<訂正前>

1. 申込（販売）手続等

（イ）海外における申込（販売）手続等

（中略）

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日後3営業日以内（以下「決済日」といいます。）にサブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれます。

（中略）

2. 買戻し手続等

（イ）海外における買戻し手続等

（中略）

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻し請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買戻しのために提出されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日後3営業日以内（「決済日」）に支払われます。

（後略）

<訂正後>

1. 申込（販売）手続等

（イ）海外における申込（販売）手続等

（中略）

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日後2営業日以内（以下「決済日」といいます。）にサブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれます。

（中略）

2. 買戻し手続等

（イ）海外における買戻し手続等

（中略）

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻し請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買戻しのために提出されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日後2営業日以内（「決済日」）に支払われます。

（後略）